

令和3年度 下期 宮崎県地域年金事業運営調整会議資料

令和 4 年 2 月



日本年金機構

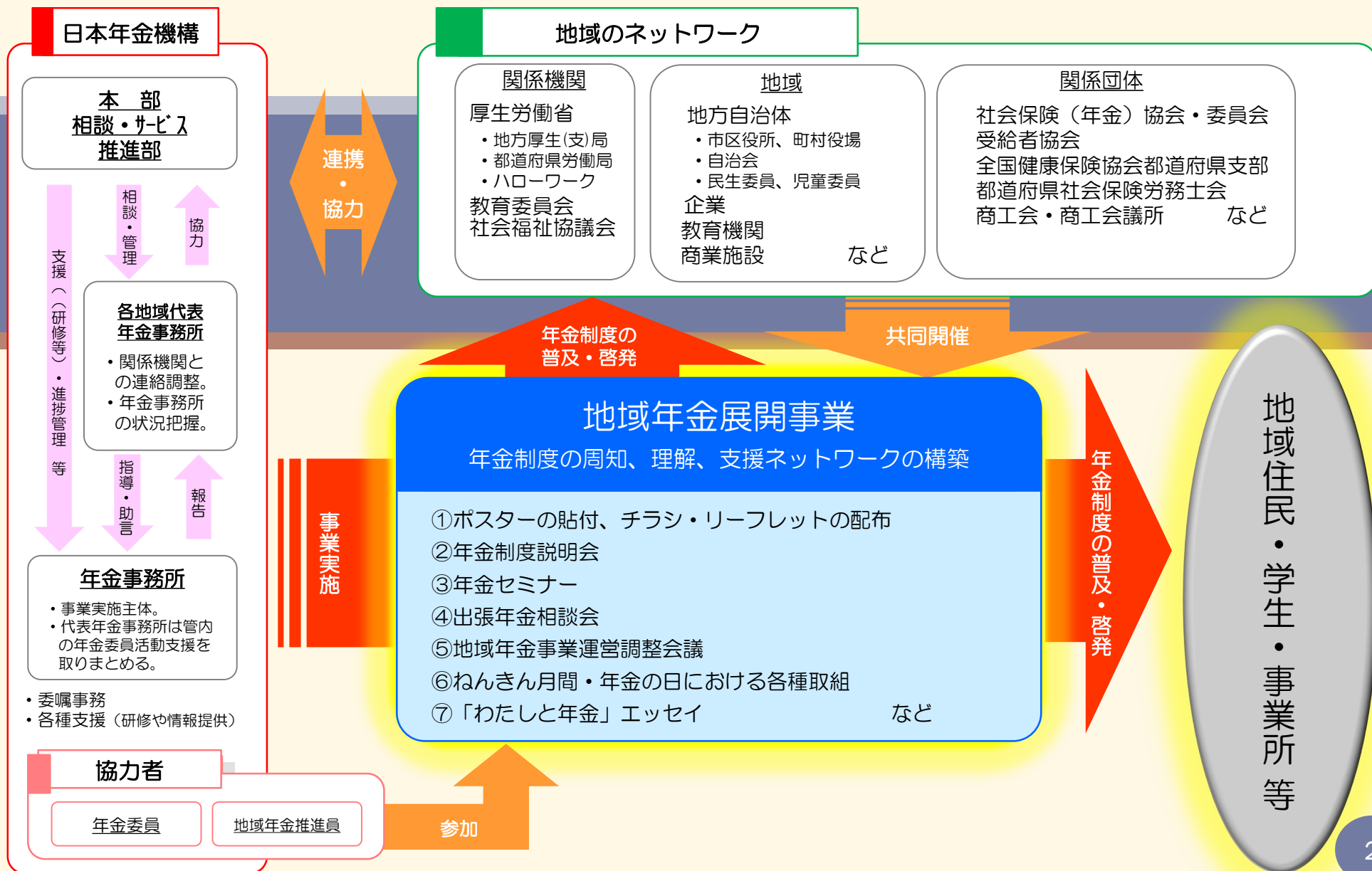
Japan Pension Service

目 次

1. 地域年金展開事業の概要	1 ～ 3P
2. 令和3年度 事業実施状況（令和3年4月～12月）	4 ～ 18P
3. トピックス	19 ～ 22P
4. 令和4年度における地域年金展開事業の取組概要	23 ～ 29P
5. 参考資料	30 ～ 39P

1. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

- ◆公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」、「出張年金相談」等を実施します。
- ◆日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。
- ◆なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

《本来の取組内容》

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。市役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

《コロナ禍での取組内容》

アプローチは原則、電話・文書とし、相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

地域状況を鑑み相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。

原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策の徹底。

原則、書面開催とし、委員に文書（資料）を送付します。

2. 令和3年度 事業実施状況

(令和3年4月~12月)

(1) 地域連携事業

正しい年金制度の知識や手続き、制度改革等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関（年金協会、社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会等）等と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施します。

○ チラシ・ポスター等の配付及び掲示

年金生活者支援給付金や、ねんきんネット利用に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。

また、市区町村や年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況についての報告を行いました。



○ 市区町村職員向け情報誌「かけはし」の送付



市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改革や事務処理上の留意点等について、タイムリーな情報提供を行っています。

送付時期：5月、7月、9月、11月（奇数月に発行）

○ 年金制度説明会の開催

- ・市町村の国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

11月 17日、25日は、九州厚生局と共催して九州管内市町村職員への事務説明会を開催。新型コロナウイルス感染症対策として、昨年度同様、機構のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信を行いました。

管轄事務所	実施日	会場	研修内容	参加人数
延岡	5/26	延岡年金事務所	市町村職員初任者研修	7名
延岡	6/3	延岡年金事務所	市町村職員初任者研修	8名
都城	6/11	都城年金事務所	国民年金事務、年金給付事務	8名
都城	6/16	都城年金事務所	国民年金事務、年金給付事務	8名
全拠点	11/17 11/25	各年金事務所会議室	国民年金免除事務、年金制度改正	33名

○ 関係団体との連携による制度の周知等

- ・社会保険協会主催の新任社会保険担当者説明会に講師を派遣し、制度の説明を実施。

管轄事務所	開催地区	実施日	会場	参加人数
宮崎	宮崎地区	12/3	J A A Z Mホール	44名
高鍋	高鍋地区	12/14	高鍋町中央公民館	9名
延岡	延岡地区	12/2	延岡社会教育センター	18名
都城	都城地区	12/10	都城市ウェルネス交流プラザ	19名

○ 年金制度説明会の開催

- ・市町村の国民年金事務担当者（初任者、窓口）に研修を実施。

11月 17日、25日は、九州厚生局と共催して九州管内市町村職員への事務説明会を開催。新型コロナウイルス感染症対策として、昨年度同様、機構のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信を行いました。

管轄事務所	実施日	会場	研修内容	参加人数
延岡	5/26	延岡年金事務所	市町村職員初任者研修	7名
延岡	6/3	延岡年金事務所	市町村職員初任者研修	8名
都城	6/11	都城年金事務所	国民年金事務、年金給付事務	8名
都城	6/16	都城年金事務所	国民年金事務、年金給付事務	8名
全拠点	11/17 11/25	各年金事務所会議室	国民年金免除事務、年金制度改正	33名

○ 適用事業所担当者向け説明会の実施

- ・適用事業所に訪問のうえ制度説明会を開催。

管轄	日時	場所	主な議題	参加人数
宮崎	10/20	事業所	制度説明	2名

○ 関係団体との連携による制度の周知等

- ・ 宮崎県年金協会主催の説明会において制度の説明を実施。

管轄事務所	実施日	会 場	参加人数
都城	12/1	三股町立文化会館	101名
都城	12/3	小林市文化会館	281名

- ・ 社会保険労務士会主催の説明会において制度の説明を実施。

管轄事務所	実施日	会 場	参加人数
都城	12/3	都城グリーンホテル	22名

- ・ 社会保険委員会主催の説明会において制度の説明を実施。

管轄事務所	実施日	会 場	参加人数
宮崎	7/15	ニューウェルシティ宮崎	9名
延岡	7/26	向陽会館	14名

- ・ 民生委員への年金制度説明会の実施。

管轄事務所	実施日	会 場	参加人数
都城	10/1	野尻町紙屋地区公民館	8名

(2) 年金セミナー事業

○ 年金セミナーの開催

- ・ 開催要請があった学校に対し、感染防止対策を講じた上で実施。

		大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	アプローチ	8 回	23 回	33 回	0 回	0 回	64 回
	セミナー	0 校	1 校	1 校	0 校	0 校	2 校
高鍋	アプローチ	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	セミナー	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校
延岡	アプローチ	0 回	0 回	3 回	0 回	0 回	3 回
	セミナー	0 校	0 校	1 校	0 校	0 校	1 校
都城	アプローチ	1 回	4 回	10 回	24 回	0 回	39 回
	セミナー	0 校	1 校	0 校	1 校	0 校	2 校
合計	アプローチ	9 回	27 回	46 回	24 回	0 回	106 回
	セミナー	0 校	2 校	2 校	1 校	0 校	5 校

**年金セミナー
年金制度説明会のご案内**

日本年金機構では、学生、社会に意欲的の方、年金をお得に活用したいという方々に対し実施した公的年金制度の普及、啓発活動を行っています。
公的年金制度は、我々全ての国民と深く関わる重要な制度ですが、仕組みが複雑なもので、とても難しいものと思われるかもしれません。年金セミナーや年金制度説明会では、そんな難解な疑問を解消するために、分かりやすく、丁寧に公的年金制度の内容をお伝えしております。

日本年金機構が主催するセミナー等は受講スタイルを次の中から選びいただけます

- 1 Web会議ツール等を活用した非対面型
- 2 訪問・対面型
- 3 セミナー用動画 (DVD) 配付型

※ 各スタイルの具体的なイメージは、裏面をご確認ください。
※ 年金制度説明会は、1または2のみの開催となります。
日本年金機構が主催する年金セミナーや年金制度説明会は、無料で受講いただけます。

日本年金機構
Japan Pension Service

- 1 非対面型
Web会議ツールを活用して行う非対面型のセミナー・説明会です。1対1でも実施するほか、人との接触が気になる方にも安心して受講していただくことができます。最近では、もっとも身近なスタイルです。
日本年金機構が用意するWeb会議ツールは、Microsoft Teamsですが、学校や企業が自前のWeb会議ツールでも対応が可能です。どちらのツールを使用するか、事前に企業事務所職員にお申し付けください。
※ 学校や企業でのWeb会議ツールをご利用になる場合は、議研が求められることになります。
- 2 訪問・対面型
講師が教習機関・企業・その他会場において、受講者の皆様と対面でセミナー・説明会を実施する最もオーソドックスなスタイルです。
- 3 セミナー用動画 (DVD) 配付型
日本年金機構で作成した解説付き動画 (DVD) を視聴していただく方法です。年金制度説明会用動画は、現在、準備中です。
このスタイルで受講していただくについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

○ 年金セミナー用動画（DVD）による開催

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面による年金セミナーを希望する教育機関等に対し、年金セミナー用動画（DVD）を送付。

	大学・短大	専門学校	高等学校	中学校	支援学校	計
宮崎	8 校	22 校	2 校	25 校	0 校	57 校
高鍋	1 校	3 校	3 校	14 校	0 校	21 校
延岡	1 校	2 校	13 校	36 校	0 校	52 校
都城	1 校	11 校	14 校	24 校	0 校	50 校
合計	11 校	38 校	32 校	99 校	0 校	180 校

○ 地域年金推進員の委嘱

次代を担う若い世代（生徒）に対し公的年金制度の仕組みや基本理念について正しい理解の普及を推進するため、教職員OB、現役の教職員、学校との関係や生徒へ伝える能力があると拠点長が判断する者を「地域年金推進員」として委嘱し、個別学校訪問形式で年金セミナー等の活動を行う。

- ・宮崎県で1名を委嘱して活動を実施しているが、もう1名の委嘱を検討しています。

(3) 地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施します。

○ 出張年金相談の実施（市区町村、自治会、事業所、関係機関等）

・ 定例開催（４～１２月実績）

管轄事務所	実施予定	市区町村	事業	回数（回）	相談数（人）	備 考
宮崎	毎月	日南市	出張相談	9	92	
高鍋	毎月	西都市	出張相談	9	24	
〃	年２回	西米良村	出張相談	1	2	
延岡	毎月	日向市	出張相談	9	102	
〃	毎月	高千穂町	出張相談	9	84	
都城	毎月	串間市	出張相談	9	73	
〃	毎月	小林市	出張相談	9	96	
〃	毎月	えびの市	出張相談	9	89	
合計		8市町村	出張相談	64	562	

・ 随時開催 開催要請がなく、対面によるアプローチもできないため下期における実施なし。

- ・ハローワークの雇用保険受給者説明会において国民年金手続き等の周知を実施。

管轄事務所	実施月	会 場	実施回数	参加人数
都城	4～12月	都城公共職業安定所	25回	750名

- ・適用事業所担当者向け説明会の実施。

管轄事務所	実施日	実施内容	会 場	参加人数
宮崎	10/20	制度説明（電子申請）	事業所	2名

- ・その他説明会等の実施。

管轄事務所	実施日	研修内容	会場	参加人数
延岡	7/20	国民年金制度	F Mのべおかを利用（5回放送）	
宮崎	7/21	障害年金制度	障がい者総合サポートセンター（非対面型）	51名
延岡	7/28	障害年金制度	城山支援学校	50名
都城	8/8	引きこもり支援	小林市社会福祉センター	11名
宮崎	10/7	障害年金制度	視覚障害者センター	16名
宮崎	11/15	障害年金制度	宮崎県福祉総合センター	22名

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに関係団体等への働きかけを行い、委嘱拡大に努めます。

1. 情報提供

- ・コロナ禍における年金委員活動支援事業について、日本年金機構からのサポートをより一層充実させるため、日本年金機構本部から職域型年金に対して、年金制度等の最新情報記載の周知物を送付。（令和3年9月）
- ・地域型年金委員には情報誌「なごみ✿便り」を隔月で送付。



2. 全国年金委員研修

- ・テレビ会議システムを利用したリモート形式による研修の開催。
(令和3年11月19日(金) 13時～16時30分)

管轄	場所	議題	参加人数
宮崎	年金事務所会議室	年金制度改正、年金ネット、 年金委員活動に関する説明等	地域型 3名 職域型 0名
高鍋	年金事務所会議室		地域型 3名 職域型 0名
延岡	年金事務所会議室		地域型 1名 職域型 13名
都城	年金事務所会議室		地域型 5名 職域型 0名

・年金委員への研修

管轄事務所	実施日	対象者	会場	参加人数
延岡	11/9	職域型年金委員	日向市中央公民館	41名
延岡	11/17	職域型年金委員	高千穂町コミュニティセンター	15名
延岡	11/18	職域型年金委員	延岡総合文化センター	53名
延岡	11/30	地域型年金委員	延岡市社会教育センター	17名

事業主の皆さまへ
社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
なお、2020年4月から特定の事業所において**電子申請の無償化**が始まっています。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

❓ 電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。

❓ お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始められます。

❓ 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

＼電子申請がいちばん早い！／

◎ 電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3～4日早く届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1 「GビズID」のアカウント取得

STEP 2 申請データの作成

STEP 3 届出作成プログラムから申請！

※「GビズID」の詳しい内容、申請時はGビズIDホームページをご覧ください。

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

**令和2年11月より
電子申請が利用しやすくなります！**

e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。（令和2年11月24日開始）
ぜひご利用ください！

ご質問にあまりご不明な点は、「**電子申請相談チャット**」へ！
日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開始しています。
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです
【年金加入者へ】（日本年金機構電子申請・電子届出専用窓口）
0570-007113（フリーダイヤル）※2番をお選びください
055から掛かる電話で対応いたします。03-6837-2913（2番）をお選びください
※受付時間：平日午前9時30分～午後4時
※休日（国定祭日を除く）、12月31日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構
Japan Pension Service

**あなたの年金
簡単便利な ねんきんネットで！**

◇ 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

【年金記録照会】で確認できること
● これまでの年金加入履歴
● 厚生年金加入記録
● 国民年金・国民年金基金 〇お勤め先の名称
● 標準報酬月額・標準賞与額 など
● 国民年金加入記録
● 年々の納付状況 など

◇ 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

【年金見込額試算】で確認できること
● 現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算が出来ます。
● 今後の職業や収入を簡単に設定して試算できます。
● 詳細な条件をご自分で設定して試算できます。
● 年齢ごとの年金の見込額 ● 年金受給開始の年齢 など

◇ 平成30年3月から、機能を追加し、さらに便利になりました！
● 経済総合に加入している記録についても「ねんきんネット」で確認することができます。
● 各種通知書について「ねんきんネット」から再交付申請を行うことができます。

日本年金機構
Japan Pension Service

◇ 年金手帳があればご利用登録はカンタン！
ぜひ、この機会にご利用登録してみませんか？

● 日本年金機構ホームページ画面イメージ

あなたの年金 簡単便利な **ねんきんネット**で！

【ご利用登録】

その1 新規登録画面から**登録**ボタンを押してください。
・アカウントネーム ※1
・郵便番号 ※2
・氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所 ※3

その2 日本年金機構において、ご本人の顔写真を取り、**ユーザID**をお選びします。 ※3

その3 ユーザID・パスワードを登録して「ねんきんネット」へログインしてください。

※1 アクテスターをお持ちの方は、この番号を使用してお申し込みいただくことで、顔写真の撮影が可能です。アクセスターは平成30年度「ねんきん加入記録」などに記載されている17桁の番号です。
※2 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10桁の番号です。
※3 アクテスターをお持ちでない方には、ご利用登録の日から概ね5日程度で「ねんきんネット」ユーザID・パスワードをお送りします。

詳しくはWEBで！
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

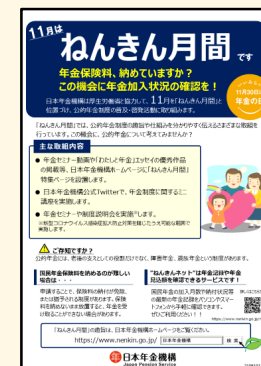
スマートフォンでのご利用登録はこちら

(5) ねんきん月間・年金の日

○ 都城年金事務所において、「こども絵画展」を開催



近隣の保育園ご協力のもと、素晴らしい作品を作成していただき、待合スペースに展示を行いました。



○ 年金委員功労者表彰式

「令和3年度 年金委員・健康保険委員 功労者表彰式」の開催。（共催：全国健康保険協会）

日時：令和3年11月24日（水）14時～15時

場所：ニューウェルシティ宮崎2階 高千穂の間

年金委員表彰者数 … 日本年金機構理事長表彰 1名 日本年金機構理事表彰 2名

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域年金展開事業は、地域、教育、企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を超えた社会連帯を図ることを目的としている。そのため、各都道府県に有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行っています。

例年、年2回（6月、2月）の開催を予定しているところであるが、令和3年度においてはコロナの影響により開催を見送りました。

(7) その他

○ 「わたしと年金」エッセイの募集

中学生以上の生徒・学生・一般の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度とのかかわり＝「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを平成22年度から募集しています。

令和3年度の応募件数は 1,596件でした。

- ・ 宮崎県内の学校からは、宮崎市立 生目中学校から2通の作品を応募いただきました。

「わたしと年金」エッセイ 作品紹介

《厚生労働大臣賞》 青森県（40代）

私は、地方職員共済組合から障害厚生年金を受け取っています。

私は、今から4年前の平成29年まで、青森県の職員でした。在職中にうつ病を発症し、県立精神科病院を受診、外来通院や4回の入院治療を受けましたが、復職には届かず、休職期間満了のため、退職しました。私は、主に商工行政に携わりましたが、自分の仕事に誇りを持っていたので、悲しくてたまりませんでした。

退職と同時に、私の主治医は障害年金の診断書を書いてくださいました。私は、診断書、受診状況等証明書を手し、病歴・就労状況等申立書を何度も書き直して作成のうえ、書類を揃えて共済組合に提出しました。

審査を受けている中で、初診日の証明が課題となりました。私が受診していた精神科クリニックが閉院していたため、カルテがなかったのです。ハローワークの社会保険労務士と私の父親が、当時の県の上司4人に、第三者証明を依頼、その証明書と私が診察を受けていたことを記録したノートを共済組合に提出しました。

請求から約半年後、共済組合から認定書が無事届きました。等級は3級でした。私は、本当に安堵しました。年金証書は、自宅の机の引き出しに、大切に保管しています。

私にとって、偶数月の15日は、特別な日です。私は、年金支給日は必ず空を見上げます。私は、青森市に住んでいますが、東京の方を見ます。年金が通帳に振り込まれているのを確認すると、本当にありがたくて、自然に涙がこみ上げてきます。今の私は、病気のため思うように仕事をするできません。普段、生活をしていると、働くことができない自分は、何のために生きているのだろうと思い悩むことがあります。でも、私には年金があります。年金は、私の生活を守ってくれるのと同時に、自分を大切に目標を持って生きていかなければと、私を勇気づけてくれる、本当にかけがえのない大切な存在なのです。

私は、障害年金を受け取りながら、短時間だけ仕事をして、国民年金保険料を納付しています。私は障害等級が3級であるため、基礎年金は受け取っていません。私は、青森年金事務所に何度か年金相談に行き、老後の生活に備えるため、国民年金保険料免除制度を利用しながら、自分のペースで国民年金保険料を追納しています。私は思うように働けませんが、第1号被保険者として保険料を国に納めることで、社会の一員として、日本の年金制度を支えていくことが、今の自分にできることだと考えるようになりました。

私が大学生の時、母親は私の国民年金保険料を納めてくれました。今まで私を大事に育ててくれた両親を大切に、両親が暮らしやすい環境を整えることも私の使命だと思います。自分に生きる力を与えてくれる、また、自分が誇りに思っていた県職員だったということをいつまでも証明してくれる、本当にかけがえのない大切な年金を、自分の心の糧として、これからの人生を新たな目標に向かって一生懸命生きていきたいです。

《日本年金機構理事長賞》 福岡県（高校生）

私は、年金についてのエッセイを書くにあたって、まず年金について知るために周りの人に尋ねたり、ネットで調べたりした。すると、今年の3月に亡くなった祖母のことが頭に浮かんできた。祖母は若い頃、交通事故に遭い、私が物心ついたときからずっと車いすに乗っていた。そして、施設に入院しており、私が小さいときは、よくお見舞いに行った。祖母が事故に遭ったときのことを母に聞くと、当時は一家全員とても焦って大変だったそうで、入院やりハビリなどのお金がたくさん必要だったそうだ。でも障害年金があったおかげで、入院費などを払っていくことができたと言っていた。

私は、年金について調べる前、年金は漠然と高齢者になったらもらえるものだと思っていた。しかし、調べていくうちに、年金は、色んな困っている人を助けられる優しい制度だなと思った。3月に亡くなった母方の祖母だけでなく、父方の祖父母も年金に助けられているはずだ。

私は、父にも年金についての意見を聞いてみた。父は、「年金は必要だけど、これからの時代は少子高齢化とかで、もらえる額は減っていくだろうね。そのせいで、年金を払う人とかも減っていくかもしれないし」と言っていた。私は、確かにそうだなと思った。そして働いて年金を払っている父や世の中の大人を純粹にすごいなと思った。年金を払ってくれている人のおかげで、私の祖父母や高齢者の方々、困っている人たちが生活することができている。今の現役世代は、年金をもらえないかもしれないとも言われていて、父の言う通り払いたくない人もいるのかもしれないと思う。私は、まだ子供で偉そうなことを言うべきではないけれど、働き始めたら、今の大人たちのようにしっかり払っていきたいと思う。困っている人を助ける、そして自分も誰かに助けられる。そのような支え合いは、とても大切だと思うからだ。

このような仕組みは、年金だけではなく、私たちのような子供が過ごしていく中でもあると思う。協力する、助け合う、小学校の頃から先生に教わったことだ。困っている人に手を差し伸べることができなければ、自分がいざ困ったとき誰も助けてくれなくなると思う。これからどのような世の中になるかわからないけど、私は、この支え合いの仕組みがずっと続いていくといいなと思う。私の祖母は、年金を払ってくれていた方々のおかげで生活できていたので、その方々に私たちの世代が返していかなければ申し訳ないし、支え合いの意識がなくなってしまうといけないと思うからだ。

私が年金を払えるようになるまで、まだ少し時間があるが、このエッセイに書いたことを忘れず、意識して過ごしたいと思う。そして、今の若い人々に、年金の仕組みの優しさについて知ってもらえるといいなと思う。

以下、作品については割愛します。

《優秀賞（3名）》

愛知県・広島県（60代）、岐阜県（高校生）

《入選（5名）》

和歌山県・長野県（60代）、大分県（40代）、秋田県（短大生）、大阪府（高校生）

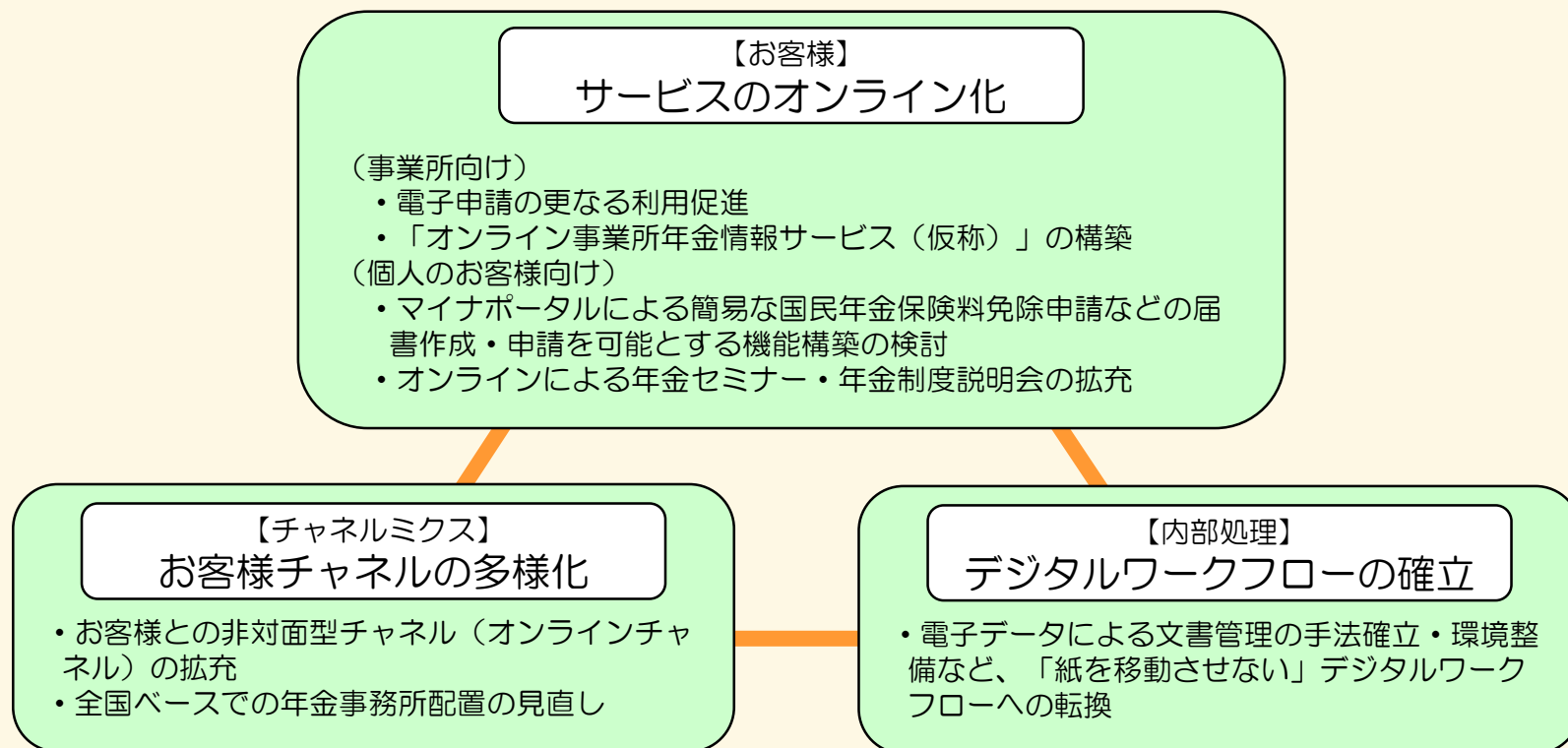
3. トピックス

(1) オンラインビジネスモデルの実現

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「オンラインビジネスモデルの実現」に向け、従来の対面型サービスのニーズにも適切に対応しながら、業務の非対面化・デジタル化を推進しています。

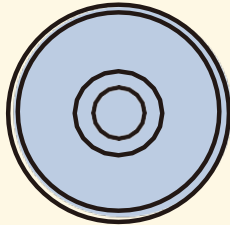
ICT（情報通信技術）を効果的に活用し、お客様の手続き負担の軽減と利便性を向上し、日本年金機構における正確・迅速かつ効率的な事務処理の実現を目指します。

■ オンラインビジネスモデルの3つの方向性



■ オンラインによる「年金セミナー」「年金制度説明会」の推進

日本年金機構では、安心してどこからでも年金セミナー等を受講していただけるよう、オンラインによる「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催を推進しています。

対面型	非対面型（オンライン）	動画提供
講師が相手先に赴き、受講者と対面で実施する方法 	Web会議サービスを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じて実施する方法  年金事務所の専用端末による配信など、集合型、分散型、様々な方法に対応	日本年金機構から配付されたセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法  

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

日本年金機構では、政府方針として示された「新型コロナウイルス感染症経済対策」を受けて、国民年金保険料免除等における臨時特例措置や、厚生年金保険料等の納付猶予の特例などに対応しています。

■ 新型コロナウイルス感染症への主な対応

	①国民年金保険料免除等 における臨時特例措置	②厚生年金保険料等 の納付猶予特例	③標準報酬月額 の特例改定	④障害状態確認届 の提出期限延長
制度概要	○失業や事業の休止に至らない場合でも、収入の急減により当年中の見込み所得が国民年金保険料の免除基準相当に該当する方について、簡易かつ迅速な手続きにより、国民年金保険料の免除などを可能とする。	○相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を、申請により1年間猶予することができる。なお延滞金は全額免除となる。 (※現在は納付猶予特例は終了し、申請による換価の猶予等をご案内している。)	○新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定する。	○障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届（診断書）について、提出期限が令和3年11月末日までにある方について、提出期限を延長。
日本年金機構における対応	○ホームページで制度内容を案内するとともに、申請書などを掲載。 ○短期未納者に対して保険料納付の案内をするための文書に、臨時特例措置の内容を掲載して送付。 ○令和3年9月末時点において、<u>約54.4万件を承認</u>。	○特例施行による相談体制を確保するため、本部に臨時コールセンターを設置。 ○特例対象期間の保険料が未納の事業者に対し、特例措置の内容の周知及び利用案内のための文書を送付。 ○<u>約9.8万事業所の申請を許可、猶予額は約9,700億円</u>。	○特例猶予制度を利用した適用事業所に対し、特例措置の内容の周知及び利用案内のための文書を送付。 ○令和3年9月末時点において、<u>約2.9万事業所、約50.2万人の標準報酬月額を改定</u>。	○提出期限の延長のお知らせを対象者に送付するとともに、<u>年金支給を継続</u>。

4. 令和4年度における 地域年金展開事業の取組概要

(1) 地域連携事業

正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関（年金協会、社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会等）等と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施します。

1. チラシ・ポスター等の配付及び掲示

地域住民の身近な窓口である市役所や町役場を中心に、関係団体の窓口ポスターやリーフレットを設置。
地域住民や会員の情報収集ツールである市報や会報等に年金制度や出張年金相談に関する記事を掲載。
市区町村担当職員向け情報誌「かけはし」を配布。

2. 年金制度説明会

自治体等関係機関（団体）との協力連携を図り、開催する場合は感染防止対策を徹底したうえで実施。

3. 地域年金事業運営調整会議の参画機関等との連携による周知・啓発

4. 関係団体との協力連携による公的年金制度の周知等

自治会、町内会、民生委員会等を通じての公的年金制度の周知・啓発活動を実施。

5. 関係団体の職（会）員への研修

関係団体の職（会）員へ研修や商工会議所等のシニアプラン説明会等実施し、協力・連携体制を強化。

(2) 年金セミナー事業

学生・生徒等の若年層に対して、年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくこと、また、年金制度が身近で重要なものであることを学んでいただくための地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、更なる拡充に向けて積極的に取り組みます。

また、引き続き若手職員を中心とした講師の育成を進めるとともに、受講者に応じた教材の見直しを進め、更なる充実を図ります。

1. 年金セミナー

- (1) 職員が大学・専門学校・高校等に出向き、年金セミナーの実施や「わたしと年金」エッセイ募集の要請を積極的に行い、年金セミナーを実施。
- (2) 県教育委員会や県立・私立高等学校校長会及び県中学校長会等に対し、学校現場での年金セミナー実施やエッセイ募集に関する通知の発出等の協力依頼を実施。
- (3) 地域年金推進員を委嘱し、次世代を担う生徒に対し、公的年金制度の仕組みや基本理念正しい理解の普及を推進するため、個別学校訪問形式による年金セミナーを開催。
- (4) 県内各年金事務所の年金セミナーPT（プロジェクトチーム）を中心に、セミナーコンペティションを活用し講師養成等、セミナーの充実化を図ります。
- (5) アンケート結果や先生方のご意見等及び学校側からの要請に基づき、実施形式を工夫します。
(実施にあたり、教材やワークショップ形式等開催形式を工夫。)
- (6) 大学で実施した場合、可能な限り学生納付特例申請書の受付を行います。

2. 大学や専門学校の窓口へのリーフレット等の設置

学生の身近な窓口である大学や専門学校の窓口にポスターやリーフレットを設置。

(3) 地域相談事業

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、商業施設等において出張年金相談（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施します。

1. 自治体（市町村）

年金事務所より遠隔地の市町村に赴き、年金制度説明会や出張年金相談の充実を図ります。

2. 労働局関係等（ハローワーク）

ハローワークの雇用保険受給者説明会で国民年金手続き等の周知を実施。

3. 企業・団体等

事業所等に赴き、年金制度説明会を実施。

4. 民間施設等（公共施設並びに商業施設）

ねんきん月間、年金の日（11月30日）における大規模商業施設での年金相談会を実施。

5. 教育機関等（大学、専門学校）

大学等に赴き、主に学生納付特例制度にかかる相談・受付窓口を開設。

6. 社会福祉施設等（養護学校、養護施設）

養護学校や養護施設等に赴き、職員や保護者に対し障害年金等を含めた年金制度説明会を実施。

7. 街角の年金相談センター宮崎（オフィス）の周知

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員活動の活性化とその委嘱拡大を最重要課題と位置づけ、定期連絡会や年金委員研修等による情報発信の充実を図り、年金委員の活動に必要な情報提供を十分に行うとともに、関係団体等への働きかけを強化し、その委嘱拡大に努めます。

1. 年金委員への活動支援及び情報提供並びに委嘱の拡大等

厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知に基づき、制度改正事項、重点協力依頼事項を中心とした研修及び意見交換会を実施します。

2. 年金委員による制度周知等への協力連携

- 職域型年金委員による企業内での制度周知。
- 地域型年金委員による地域住民へのチラシ配布等による制度周知と情報提供。
- 啓発資料（「アニュアルレポート」「退職後の年金手続きガイド」等）を送付。
- 「年金委員活動の手引き」、「なごみ便り」を送付。（地域型のみ）
- 日本年金機構ホームページ（年金委員のページ）の充実化に努めます。

3. 全国健康保険協会宮崎支部との連携

4. 社会保険委員会等と連携した研修会の実施

5. 宮崎県社会保険協会との協力連携

- 事業所への研修会での年金制度説明及び事業推進依頼を行うとともに、年金委員制度の周知を図ります。

6. 委嘱数拡大に向けた取組

- 年金受給者協会及び社会保険協会との連携・協力による地域型年金委員の委嘱拡大。

(5) ねんきん月間、年金の日

毎年11月は、国民年金の社会保険料控除証明書が発行され、保険料を納付されている方々の年金に対する関心が高まる時期であることから、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」とし、公的年金制度の普及・啓発活動及び国民年金保険料収納対策を積極的行います。

また、11月30日（いいみらい）は、厚生労働省において「年金の日」と定めていることから、「ねんきん月間」と併せてねんきんネット等の普及を促進します。

1. 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施。
2. 年金委員功労者表彰式の開催及び年金委員研修の実施。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育、企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を超えた社会連帯を図ることを目的に、有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を開催し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行います。

1. 開催予定時期（年2回）令和4年6月、令和5年2月
2. 主な議事等
 - ・ 令和4年6月
令和3年度の実施結果報告と令和4年度における具体的な事業展開（重点取組の実施目標）について
 - ・ 令和5年2月
令和4年度（第1四半期～第3四半期）の事業実施状況及び令和5年度事業計画（案）について

(7) その他

1. ねんきんネットの利用促進を行います。

令和元年度に実施した取組みを継続しつつ、年金相談及び国民年金等の窓口に来所されたお客様に対しアクセス発行及びID取得勧奨を徹底し、令和2年度実績を上回るユーザID取得者数を目指します。

- ① 地域年金展開事業における利用促進。（年金事務所による大学等での年金セミナー等）
- ② 市区町村への協力要請。（ポスターの掲示依頼等）
- ③ 事業主等を経由したID取得勧奨の徹底。

2. 窓口における年金記録の再確認の推進します。

3. 年金相談予約制の周知を行います。

4. 「わたしと年金」エッセイの募集

年金制度の意義や公的年金制度と国民の結びつきなどについて考えていただくため、自身や、家族等の身近な方と公的年金制度との関わりについてエッセイを募集します。

5. 学生納付特例法人（大学等）の勧奨を行います。

5. 參考資料

(1) 令和2年 年金制度改革の主な改正事項

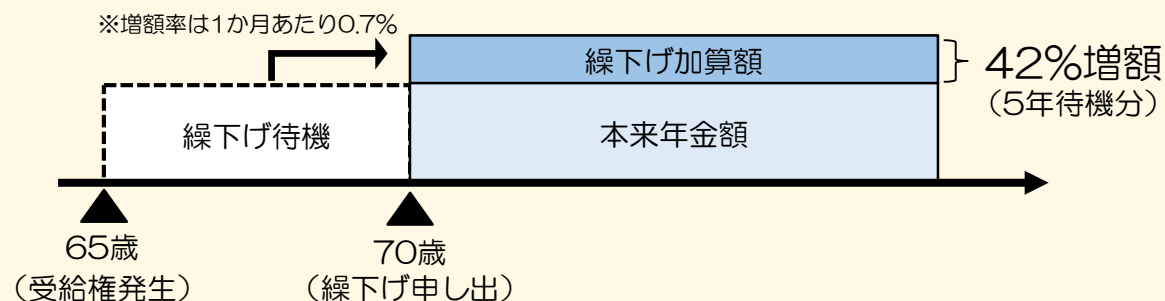
令和4年4月から

繰下げ受給の上限年齢が、

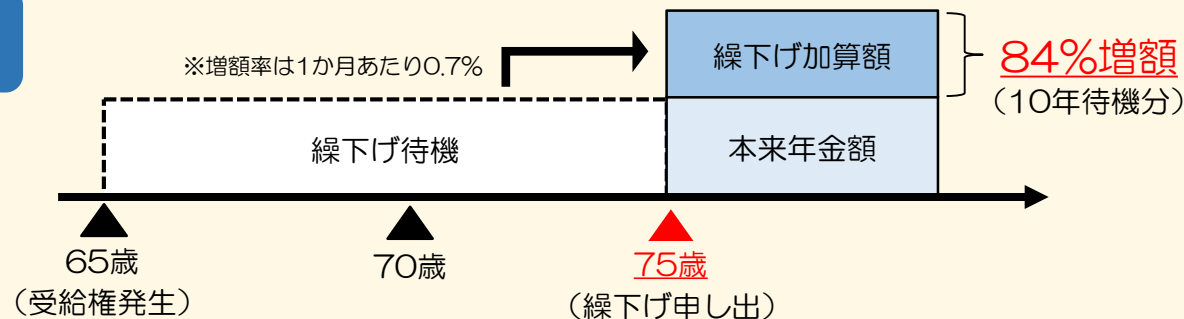
70歳から **75歳** に引き上げられます。

※この改正は、昭和27年4月2日以降生まれの方が対象です。

現在

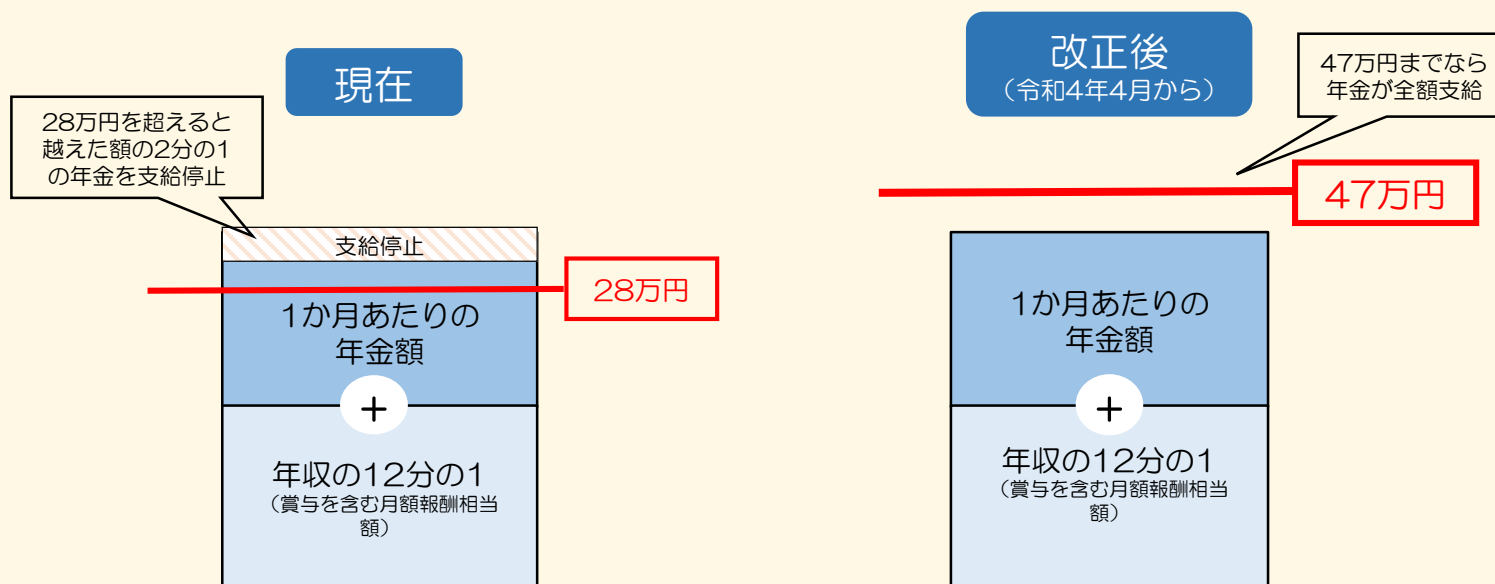


改正後
(令和4年4月から)



令和4年4月から

60歳～64歳の在職老齢年金の「支給停止基準額」が、
28万円から47万円に引き上げられます。

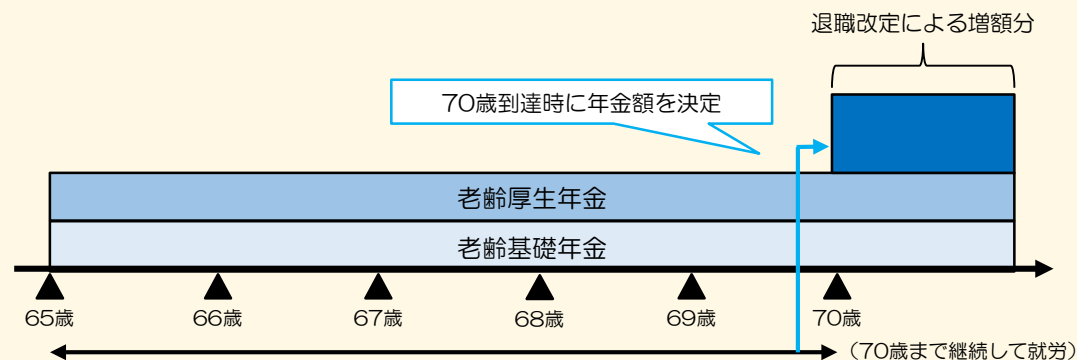


※今回の改正により、65歳以上の支給停止基準額の47万円（令和3年度額）に統一されました。

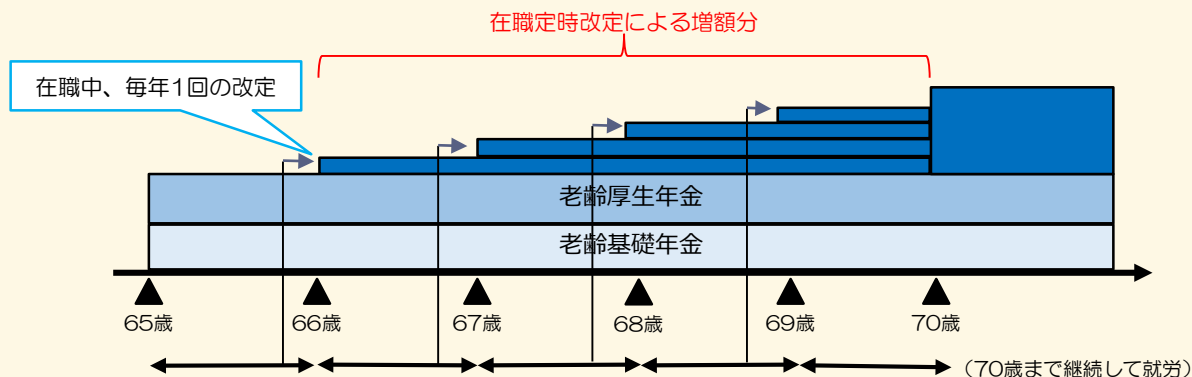
令和4年4月から
(改定は10月分の年金から)

65歳以降も働いて厚生年金に加入すると、
毎年、年金額が改定され年金が増えます。

現在

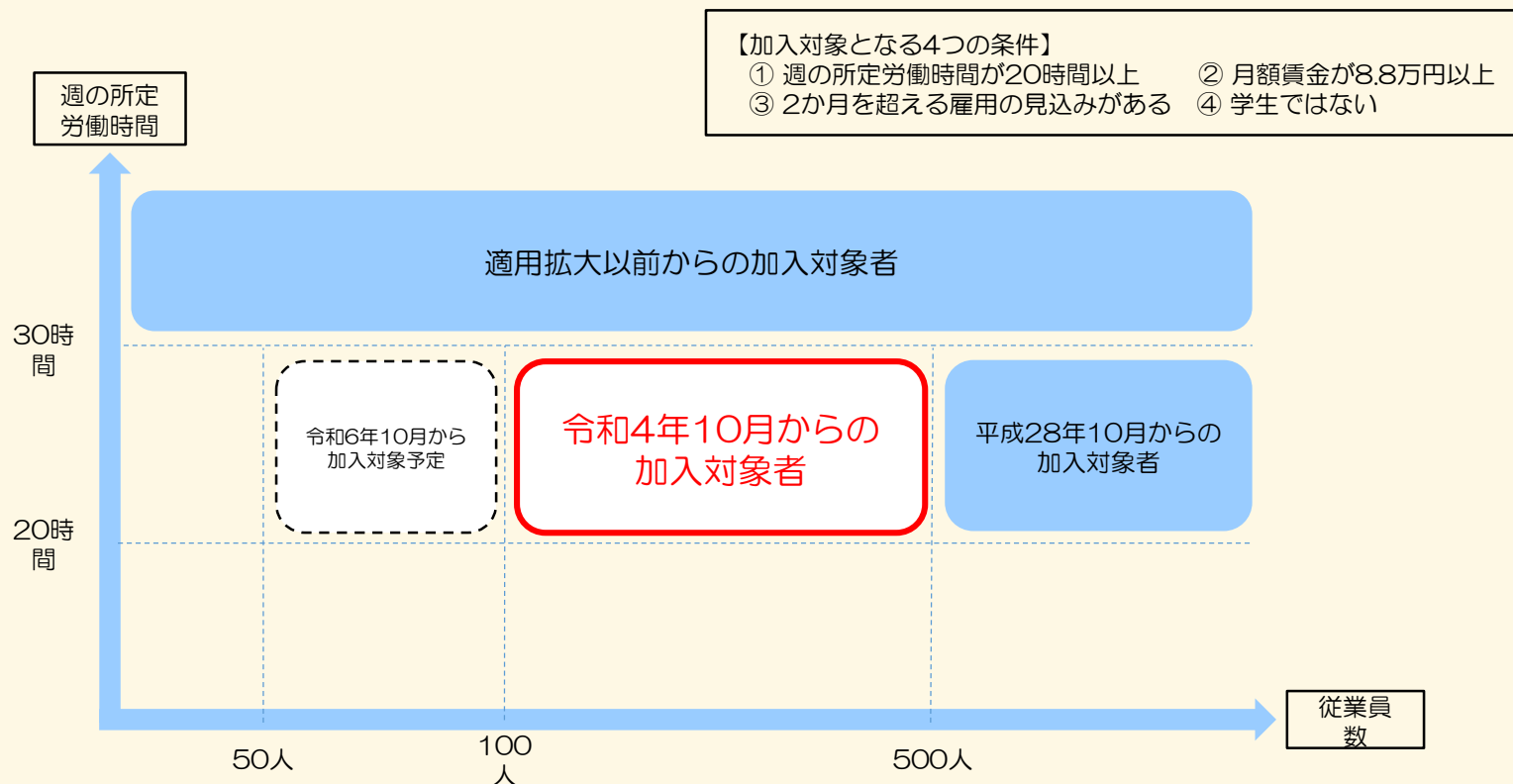


改正後
(令和4年4月から)



令和4年10月から

従業員数 101人～500人 の企業で働く
短時間労働者が、新たに社会保険の適用となります。



(2) 令和3年度における主な事業の取組状況（全国）

項目	年度計画等における目標	取組状況
国民年金	・現年度納付率について、令和元年度実績から2.0ポイント程度の伸び幅を確保 ・最終納付率について、令和元年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保	・現年度納付率は67.2%となり、対前年同期（64.3%）から<u>+2.9ポイント</u> ・最終納付率は77.1%となり、令和元年度の現年度納付率（69.3%）から<u>+7.8ポイント</u>
厚生年金保険	・加入指導による新規適用事業所数8.8万事業所を確保	・国税源泉徴収義務者情報等を活用した加入指導により、<u>約5.8万事業所</u>を新規適用 ・適用事業所数は約255万事業所（令和2年度末比+4.7万事業所）、被保険者数は約4,090万人（令和2年度末比+42万人）
	・被保険者824万人に相当する事業所数に対し調査を実施	・事業所数<u>約13.4万件</u>、被保険者数<u>約540万人</u>に相当する事業所の調査を実施
	・既存の納付の猶予及び換価の猶予並びに納付猶予特例の許可中の保険料額を除いた収納率について、前年度と同等以上の水準を確保	・厚生年金保険料収納率は<u>96.0%</u>（前年同期収納率96.1%） ・なお、各種猶予制度の許可中の保険料額を除くと、<u>98.5%</u>（前年同期収納率97.9%）
年金給付 年金相談等	・サービススタンダードの達成率90%以上を維持（老齢及び遺族年金：1か月、障害年金3か月）	・令和3年8月末時点における老齢年金、遺族年金、障害年金のサービススタンダードについて、いずれも<u>90%以上</u>を維持
	・インターネットから年金相談予約を受け付けるサービスを円滑に運用する	・ねんきんネットのシステム及びセキュリティ環境を活用し、令和3年5月から年金請求書（事前送付用）にかかる来訪相談予約を対象として運用を開始。令和3年10月末時点で<u>約1.9万件</u>の予約申込を受付
	・年金セミナー等について、各機関等のニーズや環境に応じた方法により実施する	・年金セミナー<u>614回</u>（対前年同期比+490回）、年金制度説明会<u>1,045回</u>（同+838回）。このうち、非対面形式による実施は、年金セミナーは<u>77回</u>（同+52回）、年金制度説明会<u>169回</u>（同+167回）
年金制度改正への対応	・令和2年6月公布の法律改正項目について、正確かつ円滑に実施を実施できるよう取組を行う	・令和4年4月以降に施行される改正項目（※）にかかる必要な対応（システム開発や業務処理要領の整備、日本年金機構HP等による改正内容の周知など）について実施 （※）老齢基礎年金等の繰下げの上限年齢の引き上げ、被用者保険の適用拡大等
ICT化の推進	・事業主の事務手続きの負担軽減や利便性の向上を図り、オンラインサービス提供の環境整備を進めるため、電子申請の利用促進に取り組む	・令和3年4月から10月までの主要7届書の電子申請利用割合について、<u>56.7%</u>（電子申請利用促進取組開始前の令和元年同期比+<u>33.7ポイント</u>）と大幅に増加（令和2年同期比+<u>16.8ポイント</u>）

※実績数値は特段の記載がない限り令和3年9月末時点

(3) 宮崎県の国民年金・厚生年金保険の状況

(1) 加入・納付の状況（令和2年度）

区分	被保険者数			納付率 (※1)	免除率 (※2)
	第1号	(再掲：任意加入)	第3号		
国民年金	114,042人	1,140 (人)	52,643人	71.49%	43.27%

区分	適用事業所数	被保険者数	収納率
厚生年金保険	20,258事業所	267,619人	97.86%

(2) 受給の状況（令和3年3月末現在）

年金の種類		受給権者数	受給年金額合計
国民年金	老齢給付	338,815人	223,822,069千円
	障害給付	26,739人	23,178,091千円
	遺族給付	2,488人	1,816,585千円
	合 計	368,042人	248,816,745千円
厚生年金保険	老齢給付	308,734人	153,304,536千円
	障害給付	7,722人	4,971,626千円
	遺族給付	51,204人	37,557,722千円
	合 計	367,660人	195,833,884千円

※受給権者数については、国民年金と厚生年金保険で一部重複しています。

(※1) 納付率とは…

「納付すべき被保険者」が有する「納付すべき月数」のうち、「納付された月数」の割合

(※2) 免除率とは…

第1号被保険者のうち、「学生納付特例者・納付猶予者・全額免除者」の割合

$(4 + 5 + 6) \div (2 + 3 + 4 + 5 + 6)$

① 任意加入者	第1号被保険者				
	② その他	③ 一部免除者	④ 学生納付特例者	⑤ 納付猶予者	⑥ 全額免除者
納付すべき被保険者					

(4) 各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況

(1) 国民年金被保険者数（令和3年3月末）

事務所	第1号		第3号	計
		(再掲：任意加入)		
全国	14,494,591人	(186,661人)	7,929,684人	22,424,275人
九州	1,652,469人	(16,788人)	801,523人	2,453,992人
宮崎県	114,042人	1,140人	52,643人	166,685人
宮崎	54,032人	518人	26,240人	80,272人
延岡	21,388人	261人	9,672人	31,060人
都城	27,165人	290人	12,770人	39,935人
高鍋	11,457人	71人	3,961人	15,418人

(2) 国民年金保険料現年度納付率

事務所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	66.30%	68.12%	69.25%	71.49%
九州	62.71%	64.79%	66.09%	68.78%
宮崎県	65.49%	67.45%	68.41%	71.49%
宮崎	62.10%	64.16%	64.82%	67.88%
延岡	65.36%	67.92%	69.37%	73.28%
都城	68.92%	70.63%	71.17%	73.55%
高鍋	72.10%	73.28%	75.67%	79.36%

(5) 地域型年金委員数の推移（令和3年4月～12月）

		R3.3 末	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12
福岡	現存数	66	65	66	67	68	74	88	99	100	105
	前月との比較		-1	1	1	1	6	14	11	1	5
	R3.3との比較		-1	0	1	2	8	22	33	34	39
佐賀	現存数	63	63	65	64	66	68	69	70	69	63
	前月との比較		0	2	-1	2	2	1	1	-1	-6
	R3.3との比較		0	2	1	3	5	6	7	6	0
長崎	現存数	91	91	90	90	91	93	94	88	87	85
	前月との比較		0	-1	0	1	2	1	-6	-1	-2
	R3.3との比較		0	-1	-1	0	2	3	-3	-4	-6
大分	現存数	41	39	46	46	46	46	64	65	66	66
	前月との比較		-2	7	0	0	0	18	1	1	0
	R3.3との比較		-2	5	5	5	5	23	24	25	25
熊本	現存数	90	89	88	88	89	94	96	102	107	109
	前月との比較		-1	-1	0	1	5	2	6	5	2
	R3.3との比較		-1	-2	-2	-1	4	6	12	17	19
宮崎	現存数	128	128	131	131	131	131	130	132	135	116
	前月との比較		0	3	0	0	0	-1	2	3	-19
	R3.3との比較		0	3	3	3	3	2	4	7	-12
鹿児島	現存数	236	236	237	237	248	252	262	270	272	277
	前月との比較		0	1	0	11	4	10	8	2	5
	R3.3との比較		0	1	1	12	16	26	34	36	41
沖縄	現存数	42	45	45	45	51	57	58	61	56	60
	前月との比較		3	0	0	6	6	1	3	-5	4
	R3.3との比較		3	3	3	9	15	16	19	14	18
計	現存数	757	756	768	768	790	815	861	887	892	881
	前月との比較		-1	12	0	22	25	46	26	5	-11
	R3.3との比較		-1	11	11	33	58	104	130	135	124

(6) 職域型年金委員数の推移（令和3年4月～12月）

		R3.3 末	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12
福岡	現存数	4,525	4,493	4,493	4,486	4,488	4,506	4,627	4,656	4,678	4,708
	前月との比較		-32	0	-7	2	18	121	29	22	30
	R3.3との比較		-32	-32	-39	-37	-19	102	131	153	183
佐賀	現存数	1,483	1,494	1,495	1,494	1,494	1,496	1,506	1,507	1,514	1,524
	前月との比較		11	1	-1	0	2	10	1	7	10
	R3.3との比較		11	12	11	11	13	23	24	31	41
長崎	現存数	1,518	1,524	1,525	1,524	1,524	1,545	1,583	1,596	1,603	1,643
	前月との比較		6	1	-1	0	21	38	13	7	40
	R3.3との比較		6	7	6	6	27	65	78	85	125
大分	現存数	1,472	1,476	1,477	1,479	1,482	1,496	1,508	1,511	1,520	1,538
	前月との比較		4	1	2	3	14	12	3	9	18
	R3.3との比較		4	5	7	10	24	36	39	48	66
熊本	現存数	2,384	2,385	2,394	2,432	2,492	2,529	2,530	2,531	2,530	2,533
	前月との比較		1	9	38	60	37	1	1	-1	3
	R3.3との比較		1	10	48	108	145	146	147	146	149
宮崎	現存数	2,160	2,157	2,158	2,155	2,178	2,203	2,208	2,197	2,200	2,221
	前月との比較		-3	1	-3	23	25	5	-11	3	21
	R3.3との比較		-3	-2	-5	18	43	48	37	40	61
鹿児島	現存数	1,688	1,687	1,684	1,689	1,737	1,818	1,863	1,893	1,909	1,931
	前月との比較		-1	-3	5	48	81	45	30	16	22
	R3.3との比較		-1	-4	1	49	130	175	205	221	243
沖縄	現存数	1,190	1,180	1,179	1,173	1,160	1,169	1,181	1,220	1,254	1,279
	前月との比較		-10	-1	-6	-13	9	12	39	34	25
	R3.3との比較		-10	-11	-17	-30	-21	-9	30	64	89
計	現存数	16,420	16,396	16,405	16,432	16,555	16,762	17,006	17,111	17,208	17,377
	前月との比較		-24	9	27	123	207	244	105	97	169
	R3.3との比較		-24	-15	12	135	342	586	691	788	957